

香川県条例第15号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。<u>以下「特定優良賃貸住宅法」という。</u>）第18条第2項の規定に基づく県営住宅をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(入居者の公募)</p> <p>第4条 知事は、県営住宅の入居者の募集を、<u>インターネット、県の広報誌</u>等住民が周知できるような方法で行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 一般県営住宅等（一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号の<u>条件</u>（特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）にあっては、<u>規則で定める条件</u>を除く。）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項の規定に基づく県営住宅をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(入居者の公募)</p> <p>第4条 知事は、県営住宅の入居者の募集を、<u>新聞、ラジオ、掲示</u>等住民が周知できるような方法で行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 一般県営住宅等（一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）にあっては、<u>第1号</u>を除く。）<u>の条件</u>を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がある者であること。</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 入居の許可の申請をした日において、一般県営住宅等にあっては次</p>

2・3 略

4・5 略

第6条の2 略

- (1) 入居の許可の申請をした日において規則で定める所得のある者であつて、自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、現に同居し、

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えない額の収入のある者、特別県営住宅にあつては規則で定める額の収入のある者であること。

ア 入居者及び同居者のいずれもが高齢者である場合、入居者又は同居者のいずれかが障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円以下で規則で定める額

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円以下で規則で定める額

- (4) 知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、入居の許可の申請をした日において、県税を滞納していない者であること。
- (5) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃その他の規則で定める金銭（以下「家賃等」という。）を滞納していない者であること。
- (6) 入居の許可の申請をした日において、家賃等に滞納がある者と当該家賃等が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第29条の2第4号において同じ。）として同居していた事実がない者であること。
- (7) 同居しようとする親族のうちに、前2号の条件のいずれかを具備しない者を含まない者であること。
- (8) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。

2・3 略

4 次条の規定により特定公共賃貸住宅に入居することができる者を入居させることが特別の事由により必要であると知事が認める一般県営住宅等については、これらの者は、第1項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅等に入居することができる。

5・6 略

第6条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、前条第1項第4号から第8号までの条件を具備する者であつて、かつ、次の各号の条件のいずれかを具備する者でなければならない。

- (1) 入居の許可の申請をした日において規則で定める所得のある者であつて、自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、現に同居し、

又は同居しようとする親族があるものであること。ただし、入居者を募集したにもかかわらず入居者がいない住戸その他の規則で定める住戸については、この限りでない。

(2) 略

(入居の手続)

第9条 略

(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、規則で定める場合は、規則で定める書面を提出すること。

(2) 略

2・3 略

(承継入居)

第11条 略

2 前項の承認を受けた者は、知事の指定する期限までに連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。ただし、規則で定める場合は、規則で定める書面を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第12条 略

(1) 略

(2) 独立して生計を営む者であって、規則で定める極度額を保証する能力を有するものであること。

2 略

3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事実が発生した場合は、直ちに連帯保証人を変更し、又は立てなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 連帯保証債務の消滅

4 略

又は同居しようとする親族があるものであること。

(2) 略

(入居の手続)

第9条 入居の許可を受けた者は、知事の指定する期限までに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 略

2・3 略

(承継入居)

第11条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、その事実発生後30日以内に、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、知事の指定する期限までに連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第12条 第9条第1項第1号及び前条第2項に規定する連帯保証人は、次の条件を具備する者で、知事が適当と認めるものでなければならない。

(1) 略

(2) 独立して生計を営む者であること。

2 略

3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事実が発生した場合は、直ちに連帯保証人を変更しなければならない。

(1)～(4) 略

4 略

(修繕費用等の負担)

第19条 県営住宅等の修繕に要する費用は、入居者が負担するものとして知事が指定するものを除いて、県の負担とする。

2 略

第20条 略

(1)～(4)

(入居の許可の取消し等)

第25条 略

(損害賠償)

第26条 知事は、前条第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同条第2項の期限までに当該県営住宅を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該期限までの期間については、近傍同種の住宅の家賃（法第16条第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃をいう。以下この条において同じ。）の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に当該期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該期限の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

2・3 略

(特定公共賃貸住宅としての一般県営住宅等の使用等)

第31条の2 知事は、その区域内に特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用

(修繕費用の負担)

第19条 県営住宅等の修繕に要する費用は、県の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水せん、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。

2 略

第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 前条第1項ただし書に規定する費用

(2)～(5)

(入居の許可の取消し等)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、当該県営住宅の入居の許可を取り消し、又は当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 入居手続の内容に虚偽があったことが判明したとき。

(2)～(11) 略

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、知事の指定する期限までに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

(損害賠償)

第26条 知事は、前条第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同条第2項の期限までに当該県営住宅を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該期限までの期間については、近傍同種の住宅の家賃（法第16条第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃をいう。以下この条において同じ。）の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該期限の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

2・3 略

に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により一般県営住宅等を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、一般県営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該一般県営住宅等をこれらの者に使用させることができる。

2 前項の用途に供する一般県営住宅等は、知事が別に定める。

3 第1項の規定により一般県営住宅等を使用することができる者の入居資格については、第6条の2の規定を準用する。

(水道技術管理者の資格)

第34条 略

(1)～(7) 略

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(9)～(13) 略

(水道技術管理者の資格)

第34条 県営住宅の入居者の用に供するために県が設置する水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(9)～(13) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第34条第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第1項第1号、第11条第2項及び第12条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に入居する者について適用し、同日前に入居した者については、なお従前の例による。

3 令和2年3月30日までに第25条第2項に規定する期限が到来した場合における損害賠償の利息の利率については、改正後の第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の第34条第8号の規定は、この条例の公布の日以後に行われる技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者について適用し、同日前に行われた同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者については、なお従前の例による。